

JCR グリーンローン・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンローン・フレームワークの評価結果を公表します。

## SRE ホールディングス株式会社の グリーンローン・フレームワークに Green 1(F) を付与

借 入 人 : SRE ホールディングス株式会社（証券コード：2980）

評 価 対 象 : SRE ホールディングス株式会社 グリーンローン・フレームワーク

### <グリーンローン・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価（資金用途）	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

### 第1章: 評価の概要

SRE ホールディングス株式会社（SREHD）はソニー株式会社の100%子会社のソニー不動産株式会社として2014年4月に設立された不動産会社。

SREHD および連結子会社等から構成される SRE グループは、「リアルビジネスを内包したテクノロジー」で今の先鋭を追求し、「10年後の当たり前」を造ることを目指し、「AI クラウド&コンサルティング」事業および「不動産テック」事業を展開してきた。

「AI クラウド&コンサルティング」事業は、不動産業界を中心とする業界の業務改善に向けて、AI等の先進テクノロジーを活用したモジュールをベースにしたパッケージ型クラウドツール等を提供する事業であり、「不動産テック」事業は、不動産事業にテクノロジーを積極導入することで高度化・効率化させた不動産サービス事業を指しており、両事業のシナジーにより不動産をはじめとする様々な業界のDXや活性化を目指している。

一般の評価は、グリーンローンにより調達する資金の用途を、環境改善効果を有するものに限定するために SREHD が定めたグリーンローン・フレームワーク（本フレームワーク）を評価対象とする。JCR は、本フレームワークが「グリーンローン原則<sup>1</sup>」および「グリーンローンガイドライン<sup>2</sup>」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は、ローンマーケット協会（LMA）、アジア太平洋ローンマーケット協会（APLMA）、ローン・シンジケーション・トレーディング協会（LSTA）および環境省がそれぞれ自主的に公

<sup>1</sup> LMA (Loan Market Association)、APLMA (Asia Pacific Loan Market Association)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) Green Loan Principles 2021  
<https://www.lma.eu.com/>

<sup>2</sup> 環境省 グリーンローンガイドライン 2022 年版  
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

表している原則またはガイドラインであり、法的拘束力をもつ「規制」には該当しない。当該原則およびガイドラインは現時点において国内外の統一された基準として広く受け入れられているため、JCRはそれらを評価根拠として参照する。

本フレームワークにおける適格クライテリアでは、一定以上の水準の環境認証を取得している建物を対象としている。認証の種類および水準から、本フレームワークで対象とする資金使途は環境改善効果を有するJCRは評価している。

グリーンローンの実行には適切な部署が関与し決定される。調達した資金は速やかに充当予定であること、資金管理は専用管理簿を作成し定期的に確認が行われることから内部統制が図られている。レポートについても、適切な主要インパクト指標の開示が予定されている。

この結果、JCRは本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRグリーンローン・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。

本フレームワークは、「グリーンローン原則」および「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

## 第2章：各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

### 評価フェーズ1：グリーン性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、本フレームワークから実行されるグリーンローンの資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1：グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### <資金使途にかかる本フレームワーク>

グリーンローンで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすグリーンビルディングの取得資金、もしくは同資金のリファイナンスに充当する予定です。

[適格クライテリア]

- ・グリーンビルディング

下記①-③の第三者認証機関の認証のいずれかを取得済みもしくは今後取得予定の物件

- ① DBJ Green Building 認証における5つ星～3つ星
- ② CASBEE 認証におけるSランク～B+ランク
- ③ BELS 認証における5つ星～3つ星

##### <本フレームワークに対する JCR の評価>

#### a. プロジェクトの環境改善効果について

- 資金使途は、地域、国または国際的に認知された認証を上位3区分までの認証レベルで取得済あるいは取得予定の建物（グリーンビルディング）の取得、または環境面での有益な改善を目的とした設備等改修工事にかかる新規投資あるいはリファイナンスであり、高い環境改善効果が期待される。**

##### DBJ Green Building 認証

DBJ（日本政策投資銀行）が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度。評価結果は星の数で表され、評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」である。「Ecology（環境）」、「Amenity（快適性） & Risk Management（防犯・防災）」「Community（地域・景観） & Partnership（ステークホルダーとの連携）」の3つの大カテゴリーについて評価している。それぞれ5つ星（国内トップクラスの卓越した）、4つ星（極めて優れた）、3つ星（非常に優れた）、2つ星（優れた）、1つ星（十分な）で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCRは本認証についても、「グリーンボンド原則」で定義されるグリーンプロジェクト分類における「地域、国または国際

的に認知された標準や認証」に相当すると評価している。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

DBJ Green Building 認証は、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた総合的な評価に基づく認証である。環境および社会に対する具体的な「優れた取組」を集約しながらスコアリング設計しており、不動産市場には評価対象に届かない物件が多数存在する。高評価のためには、環境のみならず、建築物にかかわるすべてのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

DBJ Green Building 認証の認証水準は、「環境・社会への配慮」において国内収益不動産全体の上位約 20%と想定されている<sup>3</sup>。さらに、3 つ星までの各評価は、認証水準を超える物件のうち上位 10% (5 つ星)、上位 30% (4 つ星)、上位 60% (3 つ星) の集合体を対象としている。したがって、JCR は SREHD の資金使途が、認証取得を目指す建物の中でも環境性能の高い物件に絞られていると評価している。

### CASBEE (建築環境総合性能評価システム)

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称 (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency) の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

評価結果は、S ランク (素晴らしい)、A ランク (大変良い)、B+ ランク (良い)、B- ランク (やや劣る)、C ランク (劣る)、の 5 段階 (CASBEE-不動産は S ランク (素晴らしい)、A ランク (大変良い)、B+ ランク (良い)、B ランク (必須項目を満足) の 4 段階) に分かれている。CASBEE-建築では、建築物の環境品質 (Quality) を建築物の環境負荷 (Load) で除した環境性能効率 (BEE: Built Environmental Efficiency) で表す。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

今般 SREHD が適格クライテリアとして定めた A 以上は、CASBEE-建築 (新築、既存、改修) においては BEE が 1.5 以上の建築物であり、環境負荷に対して品質のほうが明確に勝っている物件を対象としていること、CASBEE-不動産においても、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+ 相当の物件が対象となっている。従って、環境改善効果を有すると JCR では評価している。

### BELS (建築物省エネルギー性能表示制度)

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称 (Building-Housing Energy-efficiency Labeling System) の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能および一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は星の数で表され、BEI (Building Energy Index) によって 1 つから 5 つにランク分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。1 つ星は既存の省エネ基準 (一次エネルギー消費量基準 1.1 以下)、2 つ星は省エネ基準 (一

<sup>3</sup> 「DBJ Green Building 認証 評価項目の改正および公開について」(2019 年 2 月 DBJ Green Building 認証ウェブサイト)

次エネルギー消費量基準が 1.0 以下)、3 つ星は誘導基準 (一次エネルギー消費量基準が 0.8 (非住宅用途) /0.9 (住宅用途) 以下) を満たしている。

SREHD が適格とした BELS における 3 つ星以上の建物は、誘導基準以上の省エネ性能 (非住宅 : BEI 値 0.8 以下) を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

以上より、JCR は、本フレームワークの資金使途が高い環境改善効果を有すると評価している。

**ii. 資金使途は、「グリーンローン原則」における「地域、国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」および「省エネルギー」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「グリーンビルディングに関する事業<sup>4</sup>」および「省エネルギーに関する事業」に該当する。**

2021 年 10 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画においては、「2030 年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB 基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」ために、建築物省エネ法の改正、誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げの実施について言及されている。また、2020 年 12 月に公表された「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」における、住宅・建築物産業の成長戦略工程表では、上記の 2030 年の目標を達成すべく省エネ改修の推進、ZEB や ZEH の普及拡大を進めることとなっている。これより、グリーンビルディングへの投融資は環境改善効果が高い。したがって、SREHD が環境認証レベルの高い建物の取得を行うことは、我が国の省エネルギー政策とも整合的である。

**b. 環境に対する負の影響への配慮について**

SREHD では、物件の開発および建設に際して日当たり等対象物件が周辺環境に及ぼし得る影響、工事の際の騒音・振動を環境に与えるリスクとしている。これらの項目について、SREHD では開発時に周辺住民への説明、法定の範囲内での工事の実施を遂行することで、リスクの軽減に努めている。

以上より、JCR は SREHD が、環境に及ぼし得る負の影響について適切に配慮していることを確認した。

<sup>4</sup> 「省エネルギー性能だけでなく、水使用量、廃棄物管理等の考慮事項に幅広く対応しているグリーンビルディングについて、国内基準に適合又は CASBEE 認証、LEED 認証等の環境認証制度において高い性能を示す環境認証を取得してその新築又は改修を行う事業」とされている。

## c. SDGs との整合性について

JCR は、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、本フレームワークで定める資金使途が以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



### 目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.3** 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



### 目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

**ターゲット 9.4** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。



### 目標 11：住み続けられる街づくりを

**ターゲット 11.3** 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

**ターゲット 11.6** 2030 年までに、大気の状態および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

## 第2章：各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

### 評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

#### 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスにかかる妥当性および透明性

##### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

##### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

###### a. 目標

SREHDは、環境方針の策定はないものの、社会、環境をはじめとするサステナビリティへの取り組みは企業価値の向上につながる重要な経営課題ととらえており、①テクノロジー活用による社会的な課題解決、②環境・社会貢献をテーマとした「住・生活」環境の提案、③多様な人材活用、従業員が会社と共に成長する機会の提供、④高度なコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス意識の高い組織、リスク管理の高度化等をサステナビリティの重要なテーマとして設定している。

SREHDは、グリーンローンが「環境・社会貢献をテーマとした「住・生活」環境の提案」に寄与すると考え、フレームワークの策定およびグリーンローンの実行を決定している。これより、グリーンローンの実行はSREHDの目標と整合的であるとJCRでは評価している。

###### b. 選定基準

本フレームワークにおける適格クライテリアは、本レポートの評価フェーズ1で記載の通りである。JCRはプロジェクトの選定基準が適切であると評価している。

###### c. プロセス

###### <プロセスにかかる本フレームワーク>

###### 1. プロジェクト選定関与者

調達資金の使途となるプロジェクトは、経理財務室の担当者により適格クライテリアへの適合が検討され、評価および選定が行われています。

###### 2. プロジェクト選定プロセス

対象となるプロジェクトを資金使途としてグリーンローンによる資金調達を行うことは、経理財務室の担当者によって起案され、最終決裁者を代表取締役社長とする社内稟議によって承認されます。

## ＜本フレームワークに対する JCR の評価＞

資金使途の対象となる物件の選定および当該物件を資金使途とするグリーンローンの実行に際しては、経理財務室が起案し、経営陣による承認により決定される。適格クライテリアに挙げられている環境認証は、物件の開発を担当する部署により取得されるため、適切に社内の専門部署が関与する。

本フレームワークに定められている選定基準、プロセスは、本フレームワークの投資家への共有、もしくは本評価レポートにより投資家等へ開示される予定である。

これより、JCR は、SREHD が資金使途となるプロジェクトの選定プロセスを適切に定めていると評価している。

## 2. 資金管理の妥当性および透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、借入人によって多種多様であることが通常想定される。本フレームワークに基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本フレームワークにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

#### <資金管理にかかる本フレームワーク>

##### 調達資金の充当計画

実行代わり金は専用の口座に入金された後、物件取得のために調達したローンを取得費用として送金を行う、又はリファイナンスのタイミングで、経理財務室担当者が実行代わり金入金口座から、返済のための送金を行う。

送金に際しては不動産事業本部又は不動産事業本部統括部長の事前の承認を行うことが必要とされている。

##### 調達資金の追跡管理の方法

エクセルシート管理等により、入金された調達資金の額と充当状況がわかる管理簿等を経理財務室長が作成し、最終承認を CFO が行う。

##### 未充当資金の管理方法

調達資金の充当が決定されるまでの間は、調達資金は現金または現金同等物にて管理する旨をグリーンローン借入時に貸付基本合意書の添付書類等で貸付人に開示の予定である。

資金使途の対象となるプロジェクトが売却などにより、資金使途の対象から外れる場合、当該物件のために調達したローンを期限前返済することとしている。

#### <本フレームワークに対する JCR の評価>

グリーンローンによる調達資金は、速やかに充当対象となるプロジェクトへの取得資金および当該資金のリファイナンスに充当されることが予定されている。追跡管理は、経理財務室により行われ、経営陣により定期的に確認される体制となっている。

資金調達に関する帳票は内部監査の対象にはならないものの、会計監査の対象となることから、統制が働く仕組みが構築されている。グリーンローンに係る書類も当該ローンが返済されるまで保管することが社内規定により定められている。

SREHD は、グリーンローンの返済前に資金使途の対象である物件の売却等により未充当資金が発生した場合、当該物件に紐づくローンを期限前返済することとしている。これによりローンの残存期間全体を通じて長期にわたって未充当資金が発生しないこととなる。

以上より、JCR は、SREHD の資金管理は適切であると評価している。

### 3. レポーティング体制

#### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを参照して実施されるグリーンローンの実施前後の投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### <レポーティングにかかる本フレームワーク>

<p><b>資金充当状況レポーティング</b></p> <p>調達資金が資金使途に充当されるまで、充当状況を年次で当社ウェブサイトを開示する。</p> <p><b>インパクト・レポーティングの開示方法及び開示頻度</b></p> <p>調達資金の残高が存在する限り、合理的に実行可能な限りにおいて、グリーンローンの環境改善効果を年次で当社ウェブサイト上に開示する。</p> <p><b>インパクト・レポーティングにおける KPI</b></p> <p>取得した環境認証の種類とランク</p>
---

##### <本フレームワークに対する JCR の評価>

#### a. 資金の充当状況にかかるレポーティング

グリーンローンによる資金使途は、当該ローンの実行前に貸付人に物件の情報等を共有することになっている。また、グリーンローンによる調達資金の充当状況は、SREHD のウェブサイト上で適切に開示されることが予定されている。

#### b. 環境改善効果にかかるレポーティング

SREHD は、インパクトレポーティングとして環境認証の種類とランクをウェブサイト上に開示することとしている。当該開示項目はグリーンローン原則およびグリーンローンガイドラインで求められている内容に適合している。

以上より、JCR は、SREHD のレポーティングが適切であると評価している。

## 4. 組織の環境への取り組み

### (1) 評価の視点

本項では、経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンローン実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基等が明確に位置づけられているか、等を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

SREHD および連結子会社等から構成される SRE グループは、「リアルビジネスを内包したテクノロジー」で今の先鋭を追求し、「10年後の当たり前」を造ることを目指し、「AIクラウド&コンサルティング」事業および「不動産テック」事業を展開してきた。

「AIクラウド&コンサルティング」事業は、不動産業界を中心とする業界の業務改善に向けて、AI等の先進テクノロジーを活用したモジュールをベースにしたパッケージ型クラウドツール等を提供する事業であり、「不動産テック」事業は、不動産事業にテクノロジーを積極導入することで高度化・効率化させた不動産サービス事業を指しており、両事業のシナジーにより不動産をはじめとする様々な業界のDXや活性化を目指している。

このうち、不動産テック事業においてはDXのみならず、環境問題および社会問題に配慮した不動産への投資も視野に入れており、今般の評価対象であるフレームワークは特に環境に配慮した物件を対象として投資を進める姿勢を示すものにもなっている。

2021年12月には、SREHDの100%出資を受けSREアセットマネジメント株式会社が設立されている。SREアセットマネジメントは不動産テック事業におけるアセットマネジメント業務を担い、賃貸住宅やオフィス、商業施設、ヘルスケア施設等といった幅広いアセットを取り扱う総合型ファンドや投資家ニーズに合わせた私募ファンド等の運用を予定している。

SREHDでは法務コンプライアンス室が、環境に資する企画および具体的な取り組みの推進を検討している。また、自社のマテリアリティの設定を含めたサステナビリティに係る取り組みはESGの知見を有する社外取締役のアドバイスを受けて進めている。SREHDは、現在環境問題を含めたサステナビリティにかかる取り組みに関する開示は限定的ではあるが、今後開示を拡充していくことを企図している。

以上より、JCRでは、SREHDの経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけていると評価している。

## ■ 評価結果

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンローン・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンローン原則」および「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について、基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンローン・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green1(F)	Green2(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)
	g2(F)	Green2(F)	Green2(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)
	g3(F)	Green3(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green4(F)	Green4(F)	Green5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green5(F)	Green5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・小林 克人

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンローン・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンローン・フレームワーク評価は、グリーンローン・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金用途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制および透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンローン・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンローン・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンローン・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンローン・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンローン評価は、評価の対象であるグリーンローンにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンローン評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンローン評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンローン評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンローン評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

**JCR グリーンローン・フレームワーク評価：**グリーンローンにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンローンの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1 (F)、Green2 (F)、Green3 (F)、Green4 (F)、Green5 (F) の評価記号を用いて表示されます。

## ■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル